

# ユネスコ学習都市に関するグローバルネットワーク (GNLC) への申請方法

※ 各市町村が行う項目は、1、2

## 1 申込用紙の作成及び文部科学省への事前申請

※令和5年5月15日（月）〆切

○各市町村がユネスコ学習都市研究所（UIL）のWEBサイトから申込用紙をダウンロードし、各項目について英語で作成。

※ 市町村長のサインも必要となるため付与すること。

※ 日本語訳も作成すること（申込用紙に日本語で記入）。

<https://www.uil.unesco.org/en/learning-cities/members/become-member>

○申込用紙、日本語訳を文部科学省総合教育政策局国際教育課（kouryu@mext.go.jp）までメールで送付（事前申請）する。

### ◆留意事項◆

2018年から申請において各国が申請できる都市は最大3都市となった。そのため、申請書提出都市が4都市以上であった場合、文部科学省において審査を行い、3都市以内を選定するものとする。

## 2 日本ユネスコ国内委員会への正式申請

※令和5年5月29日（月）〆切

○各市町村は、文部科学省から正式申請の承認の連絡を受けた後、直接日本ユネスコ国内委員会（jpnatcom@mext.go.jp）に英文メールで送付（正式申請）する。

※ メールのCcには、UIL（learningcities@unesco.org）を入れること。

## 3 日本ユネスコ国内委員会における審査

○日本ユネスコ国内委員会において審査、承認を受けた後、日本ユネスコ国内委員会事務局からUILに書類を提出。

申請書その他本件に関する参考資料：UIL WEBサイト  
<https://www.uil.unesco.org/en/learning-cities>